

# 那珂川市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年5月

那珂川市教育委員会

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、「那珂川市通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路合同点検を実施し、通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 合同点検実施における構成機関

### (1) 構成機関

- ・道路管理者：福岡県那珂県土木事務所  
那珂川市地域整備部建設課
- ・交通管理者：春日警察署
- ・学校関係者：那珂川市教育委員会学校教育課

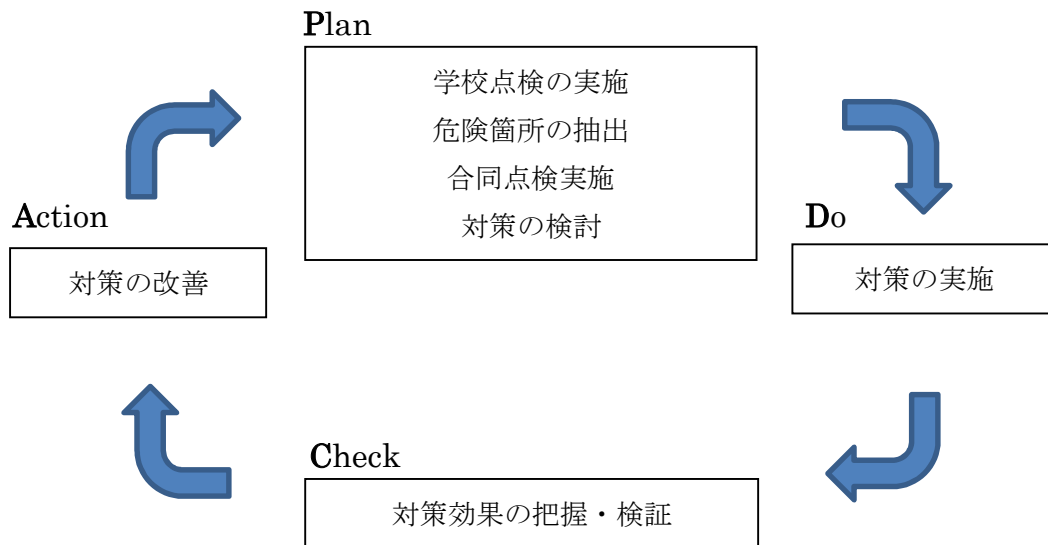
(2) 合同点検は、那珂川市教育委員会学校教育課が必要に応じて実施する。

「学校による危険個所の抽出報告」を受け、必要に応じて合同点検を行うなど、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

## 3 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、PDCAサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施し、さらなる安全性の向上を図ります。

(1) 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル



(2) 合同点検の実施

- ・市内小中学校から危険箇所の抽出報告後、学校教育課で検討後、必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対象となる通学路

本プログラムの対象となる通学路は、児童生徒が登下校で使用する道路及び小中学校が指定する通学路とします。

## 5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所」を作成し、関係機関に公表します。